

○湖北環境衛生組合の休日を定める条例

〔平成2年3月29日〕
条例第1号

改正 平成18年2月15日 条例第4号

湖北環境衛生組合の休日を定める条例に関しては、石岡市の休日を定める条例（平成17年石岡市条例第2号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖北環境衛生組合の休日を定める条例の規定は、平成17年10月1日から適用する。